令和8年度　指定管理者総合評価表（評価対象年度：R7年度）

令和7年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について確認、検証した結果、下記のとおり評価しました。

施設名	津市まん中こども館
指定管理者	特定非営利活動法人津子どもNPOセンター
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするとともに、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な事業を行うため。
指定管理者の業務	⑴　こども館の運営に関する業務 ア　児童の健全な遊び場を提供するとともに、必要に応じて、遊びを通して子どもの指導を行うこと。 イ　乳幼児と保護者、小学生及び中高校生を対象とした事業の企画・実施を行うこと。 ウ　子ども会等の地域組織活動の育成助長を図ること。 エ　子育て家庭に対する相談、情報や交流の場の提供等、地域における子育て家庭の支援を行うこと。 オ　利用促進を図るため、こども館や各種事業に関する効果的な情報発信を行うこと。 カ　こども館の適正な運営を図るため、運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。 ⑵　こども館の使用の許可に関する業務 ア　使用許可申請（変更を含む。）の受付、使用の許可、使用取消届の受付に関すること。 イ　児童館使用簿の管理に関すること。 ⑶　こども館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務 ア　こども館の維持管理に関すること。 イ　こども館を常に清潔な状態に保つために、毎日清掃すること。 ウ　こども館に設置されている備品について、日常点検を行い、利用者の安全性に配慮すること。 エ　その他、関係する業務。 ⑷　その他本市が必要と認める業務 ア　自主事業に関すること 　指定管理者が、こども館の効果的な運営や利用者のサービス向上を目的に、条例の目的の範囲内で、かつ、本来業務に支障をきたさないこと等の条件の下、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。ただし、自主事業を実施する場合は、本市の事前承認を受けなければならない。 イ　その他 　指定管理者が、こども館の一部を使用して、指定管理業務の範囲外の事業を行おうとするときは、行政財産の目的外使用許可を本市から受ける必要がある。 　また、指定管理者であることにより、目的外使用の許可が必ず受けられるものではない。
評価担当部課 （問い合わせ先）	健康福祉部こども家庭センターこどもの居場所づくり担当（電話059-229-3120）

評価は◎非常に良い、〇良い、△やや悪い、×悪いの４段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	人員配置は常に児童厚生員２名を配置している。イベント時等利用者が多い時はスタッフ数を増やして対応している。	〇
	従事者の教育・研修	県児童館連絡協議会主催の研修会や、子どもの権利保障・虐待防止に関する研修へ積極的に参加している。また、日々の事業終了後の振り返りや毎月のスタッフ会議の開催、同法人が実施する他事業への従事等を通じ、継続的なスタッフの資質向上に努めていることが認められる。	◎
	関係法令の遵守	関係法令は遵守されている。	〇
	緊急時等の対応	津センターパレスの行う防災訓練に参加するほか、スタッフで隔月で災害内容の想定を変えて避難訓練を行い、研修にも参加している。	〇
	備品等の管理	市と指定管理者所有の備品台帳及び図書台帳をそれぞれ作成し、管理している。	〇
	個人情報保護	津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に実施されている。	〇
	施設・設備の保守点検	日常的にスタッフによる点検を行っている。	〇
	清掃業務	基本的にスタッフで毎日清掃を行っている。トイレは、業者に委託して行っている（日々の簡易的な清掃はスタッフが行っている）。	〇
	警備業務	津センターパレスは、警備会社により警備を行っている。不審者等の通報は最寄りの交番に連絡している。	〇
	環境への配慮	利用者へはゴミの持ち帰りを義務づけいている。また、必要のないエリアの照明を消灯するなど節電を行っている。	〇
	報告書等の整理及び提出	月間の利用者数および事業報告書、ならびに年間事業報告書など、市が求める各種報告書類について、定められた期限内に滞りなく提出されている。	〇
運営状況について	利用状況	令和４年6,869人（うち子ども4,570人） 令和５年8,480人（うち子ども5,596人） 令和６年8,822人（うち子ども5,811人） 令和７年8,406人（うち子ども5,557人） 令和５年度以降は横ばいの利用者数となっている。	〇
	利用者満足度の向上	利用者からの意見や要望を受け止め、市の担当課と協議・連携しながら、サービス向上に向けた継続的な業務改善に努めている。	〇
	地域や関係団体との交流・連携	地域の児童館に限定せず、全市的な視野で地域や学校、子ども関係団体へ事業を発信している。また、運営委員会を開催し、地域の子ども関係団体から管理運営に対する意見を得て運営に活かしている。	〇

	利用者の苦情、要望等の対応	利用者からの意見や苦情等については、一部の利用者に偏った利益とならないよう担当課と協議して、対応している。	○
	事業の実施状況	「子ども主体」の理念に基づき、「あそび」を活動の柱に据え、子どもの発達段階や年齢に応じた多彩な事業を計画的かつ効果的に展開している。	◎
	その他	まん中こども館の告知カード、ポスター、パンフレットを小中学校に配布を協力していただくなどして、全市的に配布し、PRに努めている。	○
自主事業について	自主事業の適切な実施	地域の中学生の実習を受け入れ、子どもたちが自分の思いを表現できる場を作るなどの取り組みを行っている。	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	労働基準法等の労働関係法令を適切に遵守し、適正な労務管理が行われている。	○
収支状況について	収支決算状況	物品の購入等に係る経費については、領収書等の根拠書類を添えて詳細かつ正確な報告が行われており、指定管理料の範囲内において執行されている。	○

【総合評価】　※適正な管理運営を行ってきたかを記入する

児童館の設置目的に沿った適切な管理運営が行われており、子どもたちの健全な遊び場、ならびに各種取り組みを通じた交流の場としての機能が十分に発揮されていると評価できる。
特に、子どもが主体的に活動することを重視した運営方針のもと、未就学児（親子）・小学生・中高生といった発達段階や年代に応じた適切な事業を展開している点は高く評価できる。
また、産前産後の保護者を対象とした事業や子育てひろば事業の実施により、多くの子育て世代に利用されている。昨今の保育所等への早期入所傾向の影響等により、未就学児の利用者数に一部減少傾向は見られるものの、引き続き地域における重要な「子育て支援の拠点」として機能している。
施設運営に関しては、スタッフ会議での検討内容を定期的に市と共有し、実際の業務改善に活かす姿勢が窺える。今後も引き続き、市との緊密な情報共有を図りながら、積極的かつ質の高い施設運営に努められることを期待する。

【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善（向上）に向けた考え方】

引き続き、地域における「安全・安心な子どもの居場所」としての役割を果たすとともに、より多くのこどもたちに利用される施設づくりに取り組まれたい。